



キャスト・ミャンマー・ニュース MYANMAR NEWS

2016年2月25日号
[2016] 001

印紙税納付漏れとペナルティ免除申請手続



弁護士法人キャスト
弁護士 外山香織
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

国営新聞二紙（The Mirror, The New Light of Myanmar）において、2016年1月16日、ミャンマー印紙税法の定める課税文書につき所定の印紙税額を納付していない又は納付額が不足する場合には、2016年3月31日迄に定められた納付額又は不足額を納付すべきこと、当該期日までに納付を完了しない場合には納付すべき額又は不足額の10倍に相当する金額（ミャンマー印紙税法第35条(a)）の納付を求めるペナルティを課す旨のミャンマー歳入局（Inland Revenue Department、「IRD」）の通知書が発表されました。本通知を受けて、現在各タウンシップのIRDにおいて納付手続を受け付けていますが、IRD担当者の理解不足等により納付手続に手間取るケースも報告されています。そこで、以下では、しばしば納付漏れが報告されている賃貸借契約（ミャンマー印紙税法第29条(c)により、印紙税は賃借人負担）を例に、納付方法の概略をご説明します（各タウンシップにより、手続に若干の違いがある点は予めご留意下さい）。

ステップ1

賃貸借契約書の写しと共に、管轄するタウンシップのIRD宛にペナルティ免除申請のレターを提出（所要日数：3～4日間）

ステップ2

- ①IRDが納付すべき印紙税額等を表示した書類（Chalan）を発行
- ②IRD発行の書類により指定された銀行において印紙税を納付
- ③銀行の領収書と共に賃貸借契約書の原本をIRDに持参し、納付済みの証明を受ける

実際にはIRD側の処理担当者の理解不足や賃貸借契約書の記載不備（住所の記載が不十分

である等)、賃料が米ドルで設定されている場合のミャンマー・チャットへの換算レートの決定(ミャンマー中央銀行のレートを利用するものの、契約日や免除申請レターの発行日等、基準日については統一した取り扱いはなされていない)等、実務上の対応に混乱が生じているのが現状です。また、英語及びミャンマー語双方の契約書がある場合、印紙税の納付証明の対象として受け付けられるのはミャンマー語のみのものであり、英語表記のみの契約書の場合、ミャンマー語への翻訳を求められるとの報告もありました。

このように手続自体はシンプルなもの、受け付けるIRD側の対応によっては納付手続の完了まで一定程度の時間を要することが見込まれますので、早めの対応をお勧め致します。

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

キャストコンサルティング(ミャンマー) 有限会社
No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar
TEL +95-1-392789~90 担当: シュエ、ノー
E-mail : info@cast-consulting.com.mm

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。
※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。

【キャストグループ】 法務・労務・会計・税務のワンストップサービス <http://www.cast-group.biz/>
ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 香港 ホーチミン